平成３０年（フ）第２５号
兵庫県たつの市龍野町宮脇63番地10
債務者　藤野　鶴代
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第２０号
山口県岩国市下454番地２
債務者　善岡　裕之
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第２７号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷496番地34（前住所山口県岩国市楠町２丁目７番26―201号セジュール雅Ｂ
債務者　藤井　由美（旧姓武居）
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第３０号
山口県岩国市御庄１丁目110番地３
債務者　川野　宏明
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第９号
徳島県阿南市富岡町東新町143番地１
債務者　清水　陽介
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第１６５号
大分市大字馬場669番地（市営馬場住宅Ｂ４―203）
債務者　都　　和子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５００号
京都市伏見区深草平田町７番地３　メイズツイン　301号
債務者　上田　美明
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５３８号
京都市左京区田中西樋ノ口町87番地１　ラ・メゾン・ド・フルール105号
債務者　中島　丈晶
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５４６号
京都市右京区嵯峨野千代ノ道町２番地８
債務者　岩本鷹こと　崔　　鷹
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２９号
青森県北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字高安135番地
債務者　齋藤　信子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
青森県つがる市柏桑野木田鶴野63番地３　鶴野第２団地13号
債務者　成田　厚治
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
島根県安来市広瀬町広瀬1490番地
債務者　宇田川一郎
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６６号
島根県仁多郡奥出雲町三沢488番地
債務者　安部　昭二
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５４号
愛知県春日井市東野町２丁目12番地27
債務者　西尾まゆみ
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５５３号
名古屋市中川区万場４丁目1207番地　アップル万場103号
債務者　早川弘時こと　早川　幸司
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６２６号
愛知県小牧市大字河内屋新田192番地15
債務者　二本柳慎一
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６４２号
愛知県春日井市林島町70番地１　ジュネス大王302号
債務者　長谷川美津江
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部